

第3回 神奈川県営水道懇話会

かながわ方式による水ビジネス ～箱根地区水道事業包括委託～

神奈川県企業庁
企業局水道部計画課

- かながわ方式による水ビジネスの概要
- 箱根地区水道事業包括委託の枠組
- 事業開始までの流れ
- 委託業務の実施状況
- 今後の課題

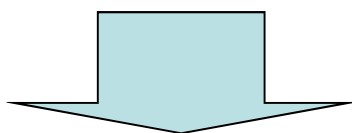
- **かながわ方式による水ビジネスの概要**
- 箱根地区水道事業包括委託の枠組
- 事業開始までの流れ
- 委託業務の実施状況
- 今後の課題



かながわ方式による水ビジネスの概要

海外水ビジネスの状況

- ◆アジアにおける人口増加、経済発展、工業化の進展により水需要が急拡大の見込
- ◆インフラ整備に関する民間活力導入の拡大
成長市場として民間企業が参入を検討
- ◆水道事業運営は、海外水メジャーが独占



海外展開を目指す国内企業を支援
かながわ方式による水ビジネス

かながわ方式による水ビジネスの概要

1 目的

- 水道事業における新たなビジネスチャンスを創出し、地域経済の活性化を図るとともに、民間企業が自ら海外水ビジネスに参入できるよう、水道事業運営の機会を提供する
- 水道事業における公民連携のモデルを構築し、技術の継承や、財政の健全化といった国内水道事業の課題解決に寄与するとともに、海外における公衆衛生の向上に貢献する

かながわ方式による水ビジネスの概要

2 取組方針

- 体制整備
- **ビジネスモデルづくり**
- 海外交流の展開

箱根地区水道事業
包括委託

3 期待される効果

- 県内水関連企業のビジネスチャンスづくり
- 開発途上国の公衆衛生の向上
- 県営水道の技術力を海外に普及することによる
企業庁の活力向上

- かながわ方式による水ビジネスの概要
- **箱根地区水道事業包括委託の枠組**
- 事業開始までの流れ
- 委託業務の実施状況
- 今後の課題



箱根地区水道事業包括委託の枠組

包括委託導入の目的

1 国内民間企業の支援

出先機関である水道営業所の業務を包括的に委託することで、**水道事業運営の実績づくり、ノウハウ習得を支援**する

2 国内の中小水道事業体の課題解決

多くの水道事業体が直面する諸課題を解決するための経営健全化モデルを構築する。

- 給水人口の減少等による料金収入の減少
- 老朽化した水道施設の更新
- 職員の大量退職等に伴う技術の継承 など

箱根地区水道事業包括委託の枠組

県企業庁が想定する事業展開

Step 1

箱根地区の水道事業の業務を包括的に委託し、民間企業がより主体的に携わる水道事業運営のビジネスモデルを構築する。

Step 2

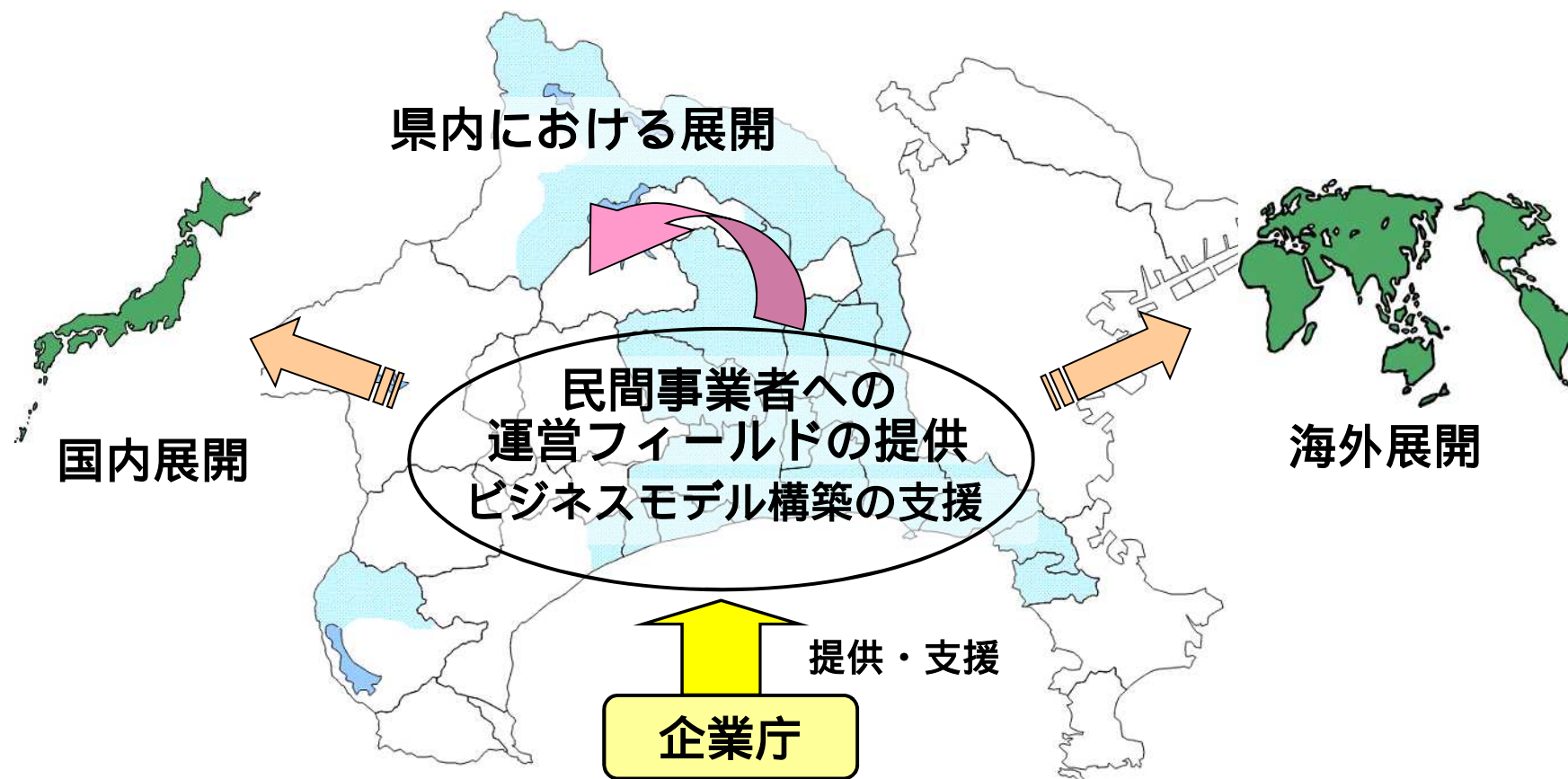
構築したビジネスモデルを国内の他地域に展開し、水道事業運営の実績を積む。

Step 3

水道事業運営の実績を積んだ民間企業が、海外水ビジネスへの展開を図る。

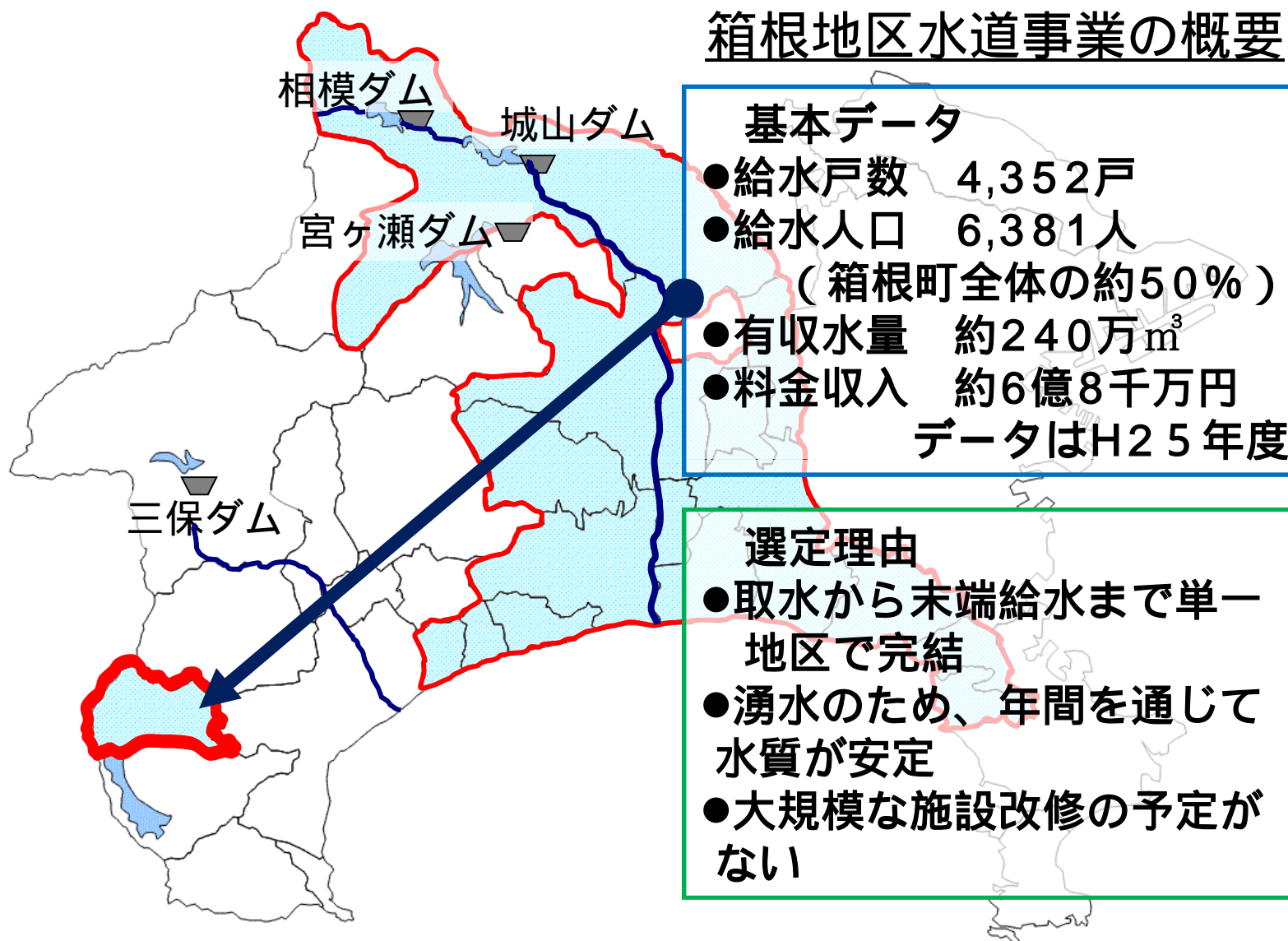
箱根地区水道事業包括委託の枠組

事業展開イメージ



箱根地区水道事業包括委託の枠組

箱根地区水道事業の概要



箱根地区水道事業包括委託の枠組

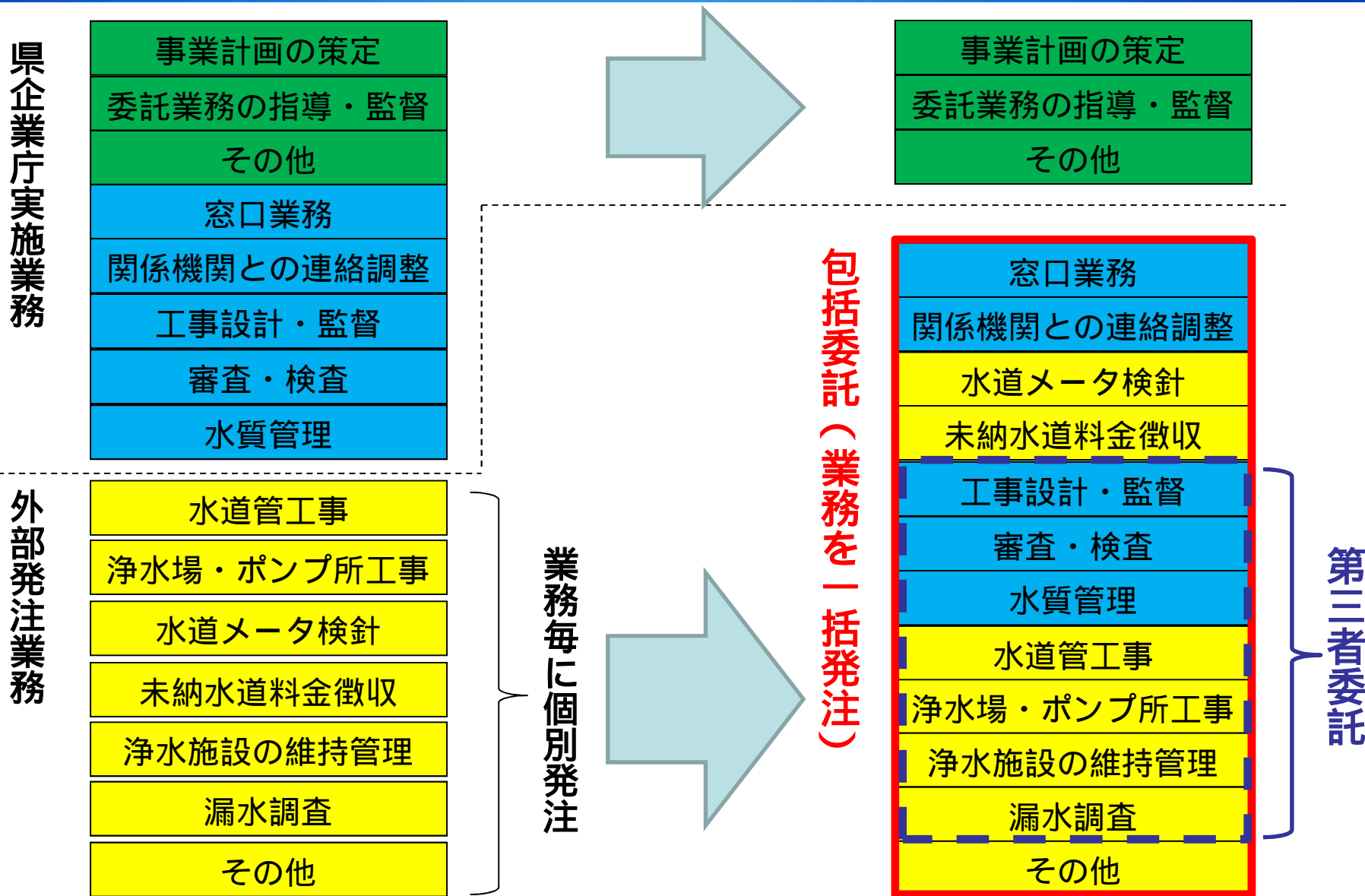
- 従来型業務委託と水道法の第三者委託制度を活用
- 水道営業所の業務を可能な限り委託
- 事業期間は5年間
- 公募型プロポーザル方式により事業者を選定
- 特別目的会社（SPC）による業務実施
- 業務実施に伴うリスクは受注者負担（不可抗力を除く）

箱根地区水道事業包括委託の枠組

形態	概要	根拠法
個別委託 (従来型業務委託)	業務の一部を委託	民法、地方自治法など
第三者委託	水道の管理に関する技術上の業務について水道法上の責任を含め委託	水道法24条の3など
DBO	施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務を包括的に実施	PFI法に準じた手続きを想定
PFI	施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務を資金調達を含めて包括的に実施	PFI法
公設民営化 (コンセッション)	自治体から水道経営権を獲得して事業を実施。資産は自治体が所有	PFI法、水道法
指定管理者制度	「公の施設」について、自治体から指定を受けて管理を代行	地方自治法244条の2

厚生労働省健康局水道課「水道事業における官民連携の手引き」より

箱根地区水道事業包括委託の枠組



箱根地区水道事業包括委託の枠組

1. **管理業務**
庁舎管理、固定資産管理補助、広報、連絡調整、
従業員研修等
2. **運営業務**
窓口、料金収納、水道メータ検針、未納整理等
3. **施設関連業務**
運転監視制御、水質管理、工事、給水装置検査等
4. **危機管理業務**
事故・災害時の対応、訓練の実施等
5. **その他業務**
温泉原水供給業務等

- かながわ方式による水ビジネスの概要
- 箱根地区水道事業包括委託の枠組
- **事業開始までの流れ**
- 委託業務の実施状況
- 今後の課題



事業開始までの流れ

H24.8.22	実施方針及び業務要求水準書（案）を公表
H25.2、4	選定方法及び審査基準に関する審査
H25.5.21	募集に関する資料を公表
H25.7.10	応募者受付、資格審査
H.25.8.22	提案書受付、基礎審査
H25.9、10	提案書の審査、応募者へのヒアリング
H25.10.11	選定事業者決定
H25.12.3	特別目的会社（SPC）設立
H25.12.9	契約締結
H26.1～3	準備業務（業務引継、研修等）
H26.4.1	事業開始

事業開始までの流れ

公募型プロポーザル方式

(企画提案内容の優劣で事業者を選定)

1 . 第三者を含む審査会による審査

専門的知見を有する者	4名
箱根町職員	1名
県職員	2名

・ 審査方法

業務提案80点、価格提案20点、合計100点満点

業務提案：各委員が個別に評価

価格提案：募集時に示した算定式により算出

2 . 審査会での評価等を元に県企業庁が選定

事業開始までの流れ

特別目的会社（SPC）とは

Special Purpose Company

特定業務を実施することを目的に設立される会社

（注）SPC法の規制を受ける法人ではない。

SPC設立を要件とした理由

- ・体制及び会計が親会社から独立することで、事業運営の透明性が高まる。
- ・リスク分担等の業務実施に関する責任が明確になる。

SPC設立の課題（事業者からの意見）

- ・設立に関するコスト回収には、より長期の契約が望ましい。
- ・SPCの業務実績が、構成企業の実績とみなされない場合がある。

事業開始までの流れ

周知方法

- 県企業庁ホームページへの掲載
- 県企業庁広報紙への掲載
- チラシの各戸配布
- 使用水量のおしらせ広報欄の活用
- 県議会への報告
- 箱根町役場への説明

住民説明会を開催しなかった理由

- コンセプションなどの民営化を進めるものでない
(水道事業者は、あくまでも県企業庁である)
- 既に個々の業務の委託化は進んでおり、維持管理やお客さま対応等で、実質的に変更点がない、又は少ない。
- 業務の実施にあたり、住民の皆さまへ新たな負担を求める要素がない

- かながわ方式による水ビジネスの概要
- 箱根地区水道事業包括委託の枠組
- 事業開始までの流れ
- **委託業務の実施状況**
- 今後の課題



委託業務の実施状況

資本金

5,000万円

出資者

JFEエンジニアリング(株)、(株)デック、
(株)西原環境、(株)ジェネッツ、
神奈川県管工事業協同組合

設立日

平成25年12月3日

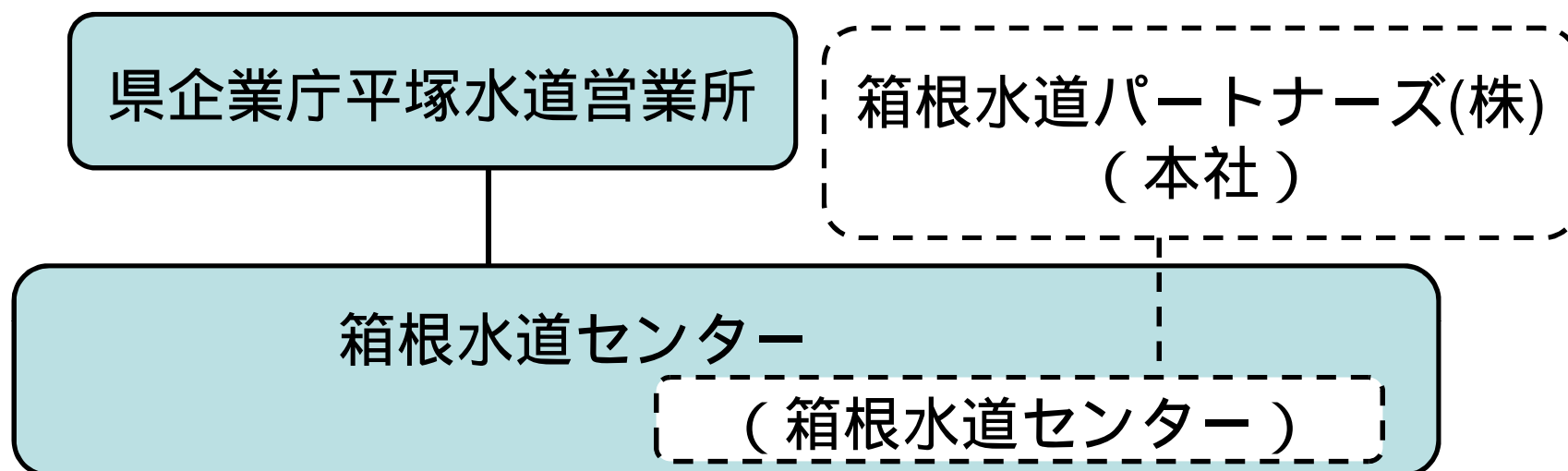
所在地

- ・本社：横浜市鶴見区末広町2 - 1
- ・箱根水道センター：
足柄下郡箱根町宮城野626 - 11

委託業務の実施状況

組織の位置づけ

水道営業所に付属する（独立した機関ではない）



- 資産の所管は、平塚水道営業所
- 公的書類の名義は、平塚水道営業所長名
- 業務は、原則として受注者の判断で実施
- 平塚水道営業所内にモニタリング等の担当職員を配置

委託業務の実施状況

モニタリングの体制

県企業庁職員が、業務の実施状況を確認する

- 事務職、土木職、電機職を配置
- 事務職、土木職は箱根水道センターに常駐（26年度）
- 定例報告書の検査、及び作業現場の抜き打ち検査

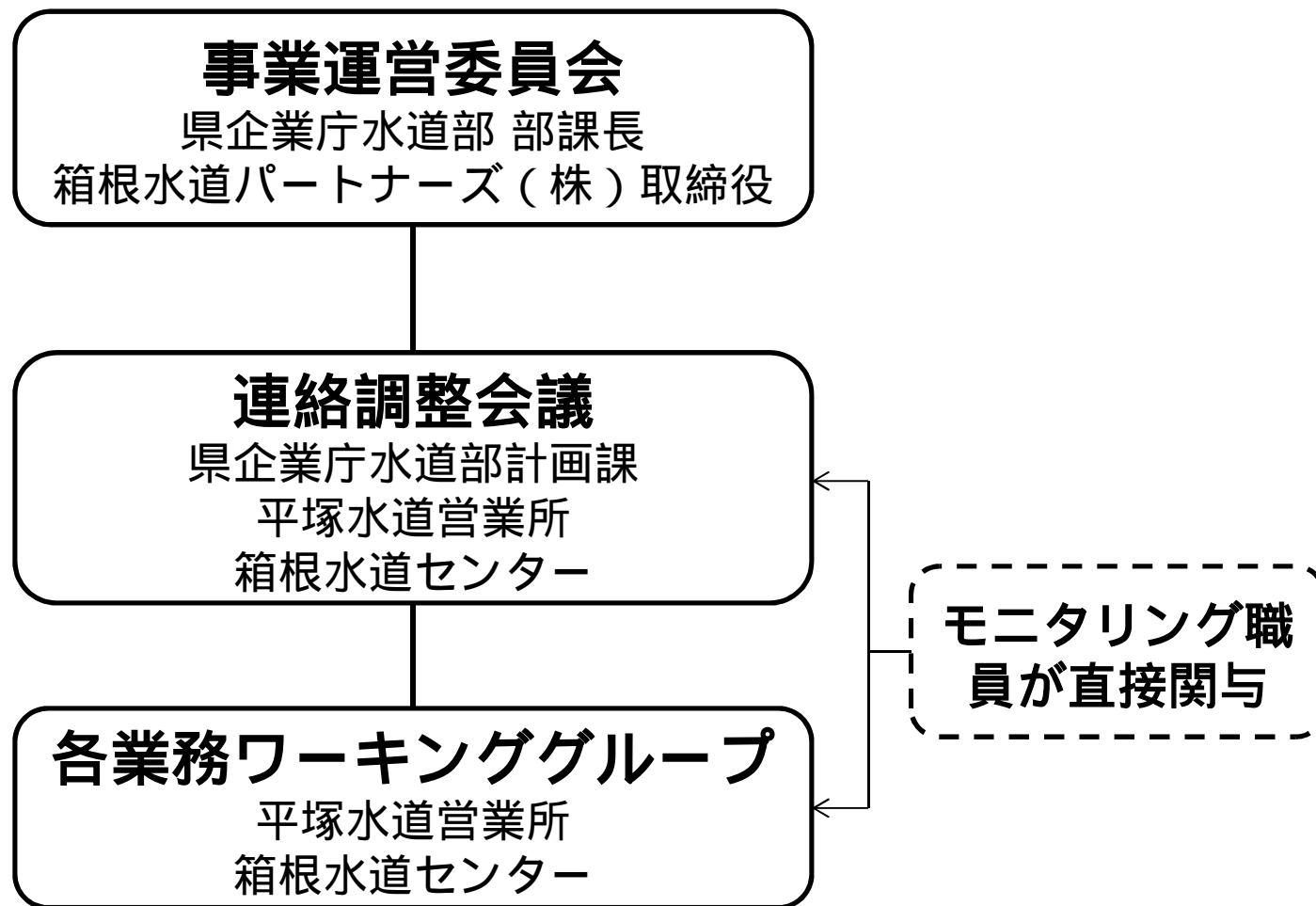


適正な業務の実施を担保するため、モニタリングは重要

単なる監視ではなく、より効率的・効果的な運営を行った場合の評価も行う

委託業務の実施状況

協議体制



委託業務の実施状況

1. 管理業務

実施例 宮城野・木賀温泉夏祭りでの水道キャンペーン、高校総体でのペットボトル配布等の広報広聴活動を実施

2. 運営業務

実施例 未納整理のH26年度収納率約83%

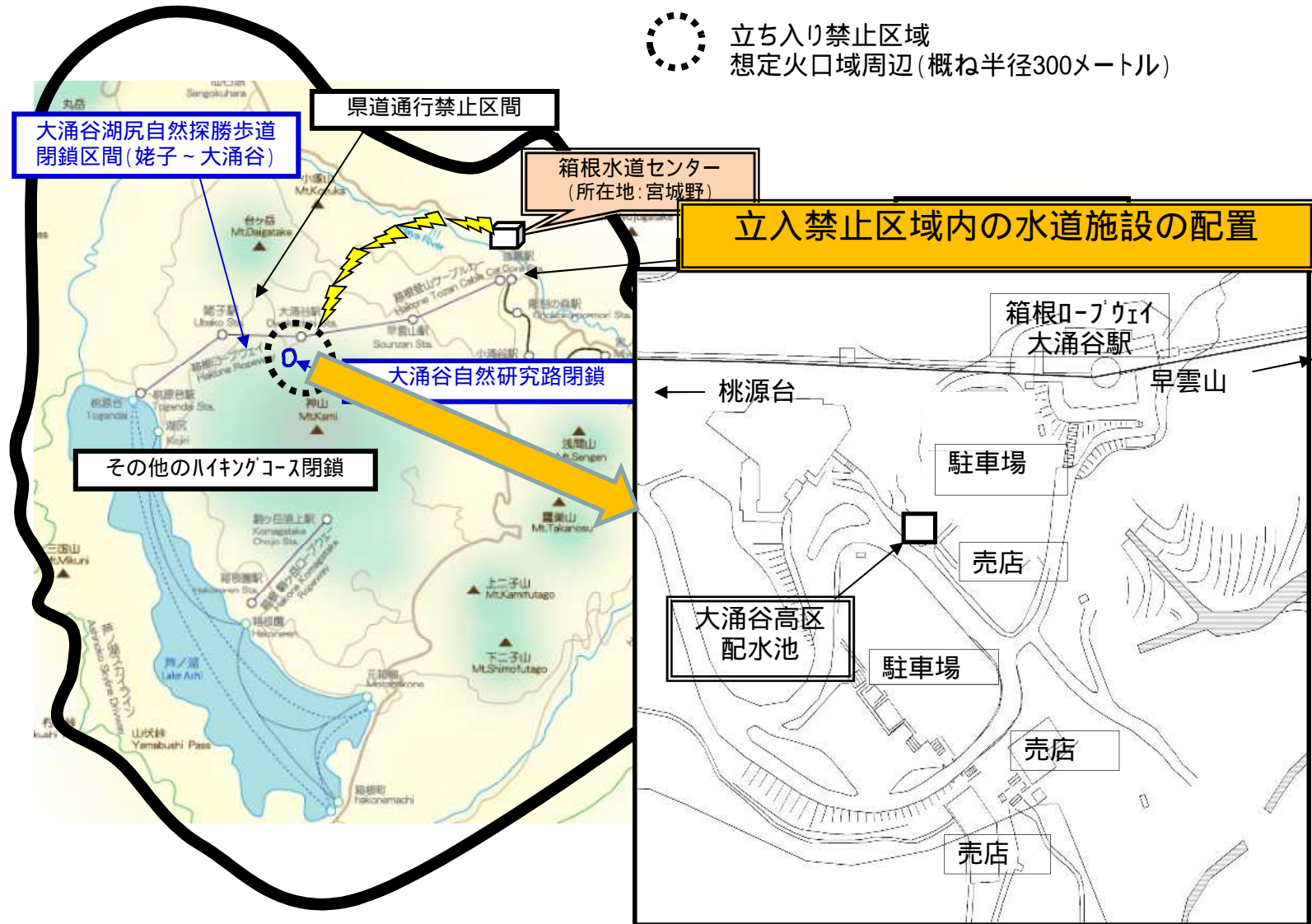
3. 施設関連業務

実施例 施設点検に携帯情報端末（PDA）導入、H26の施設更新工事が年度下期に集中したことを踏まえてH27の業務体制を見直し

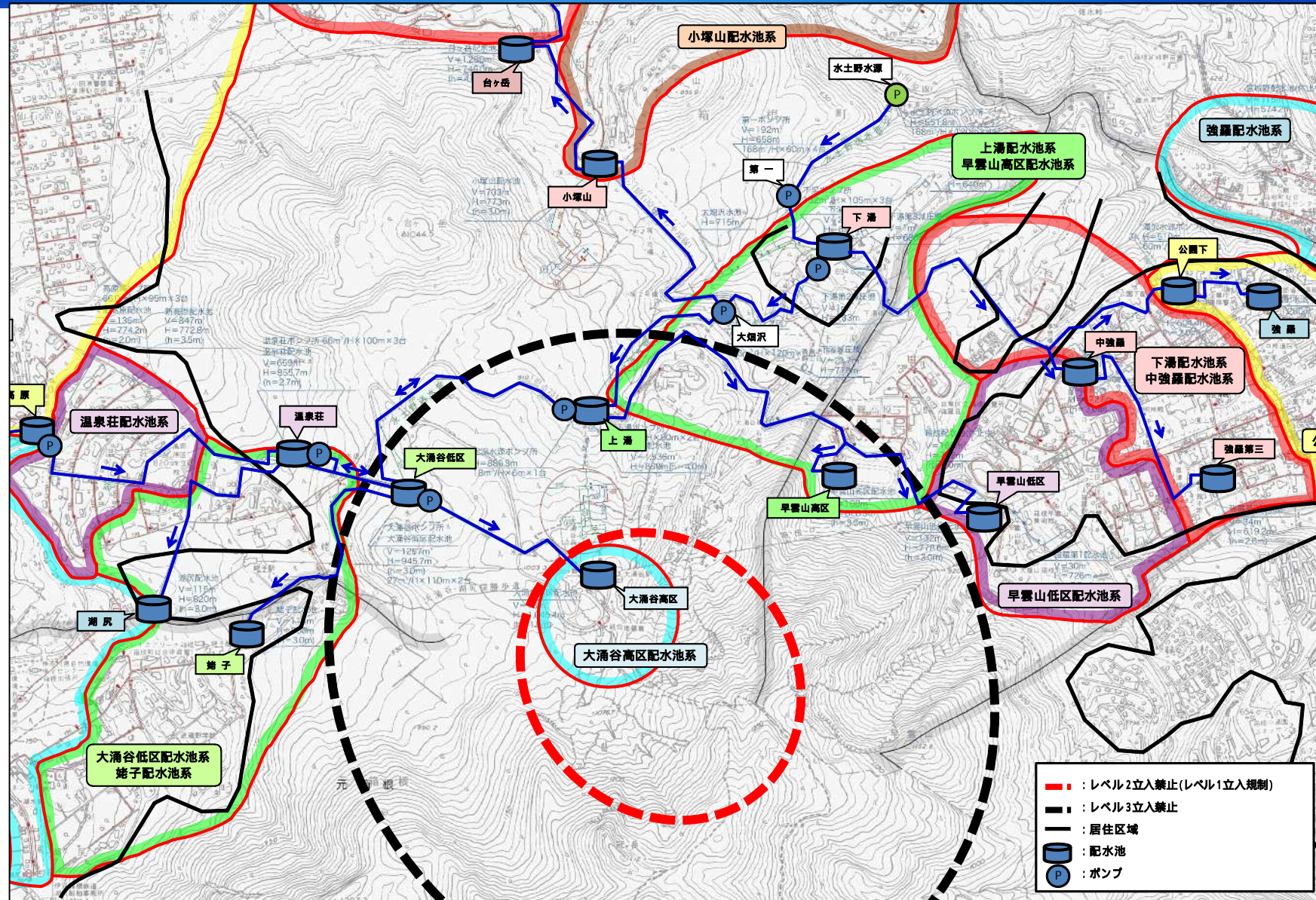
4. 危機管理業務

実施例 企業庁災害対策訓練への参加、独自訓練や町との合同訓練の実施、火山活動に対する対応を現在実施中

委託業務の実施状況



委託業務の実施状況



- かながわ方式による水ビジネスの概要
- 箱根地区水道事業包括委託の枠組
- 事業開始までの流れ
- 委託業務の実施状況
- **今後の課題**



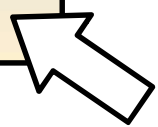
今後の課題

- ◆ **受注者からの業務改善に関する提案の反映と対価（インセンティブ）の支払い方法**
自治体の経費削減対策だけではなく、企業のモチベーションを上げるための方策が必要
- ◆ **次期発注に向けた事業評価等に関する検討**
次期の発注に向けて、事業評価の方法等を検討、実施し、より効果的な業務形態に改善
- ◆ **構築した運営モデルの周知及び普及**
包括委託導入を進める自治体に対する県企業庁としての支援（H26視察・調査対応13件）

ご静聴ありがとうございました

箱根地区水道事業包括委託ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300699/p492064.html>

●問い合わせ先

神奈川県企業庁水道部計画課

電話 : 045 - 210 - 7260

e-mail : ki-waterbiz@pref.kanagawa.jp